

2026年3月19日

石油精製業者等 各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部  
部長 和久田 肇

## 石油備蓄法に基づく対応に関する更なる御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、我が国における国内のエネルギー安定供給確保に万全を期すため、「石油備蓄法に基づく対応に関する更なる御協力について（依頼）2026年3月12日付」において、石油備蓄を国内における石油の安定供給の確保に資する形で活用いただく旨、依頼したところです。

他方、流通面において、一部の需要家において石油の調達が困難になる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、国内の石油の安定供給の確保という観点から、自社の系列か系列外であるかを問わず、また継続的な取引の有無によらず、石油の安定供給を実施されるよう要請します。

また、石油の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 : 03-3501-1993